

ろくろしの森キャンプ場施設利用規程（一般利用者用）

通称：ロクロシキャンプ場

目 的

第1条 この規程は、日本ボーイスカウト宍粟3団が管理運営する、ろくろしの森キャンプ場（以下キャンプ場という）の利用について必要な事項を定めることを目的とします。

利用期間

第2条 キャンプ場施設は、春・夏・秋・冬・利用できます。

利用申込

第3条 キャンプ場施設を利用するときは「ろくろしの森キャンプ場施設利用申込書」に必要な事項を記入し、Eメール・郵送で利用する二週間前までに、ろくろしの森キャンプ場長に申し込んで下さい。

利用の承認

第4条 利用の許可については、申込者に「ろくろしの森キャンプ場施設利用許可書」をEメール又は郵送で連絡します。

利用料金

第5条 キャンプ場施設利用者から利用料金を徴収します。

利用料金 一日 一人 ￥200円

多人数、イベント等は相談下さい。

利用料金前納・・・利用の許可を受けてから10日以内に料金全額を指定の郵便局口座に振込んで下さい。振込手数料金は利用者負担でお願いします。

利用料金の不還付・・・利用者の都合により施設を利用しなかった場合は、利用料金は還付しません。

第6条 利用者は次の事項に掲げる事項を守って下さい。

- (1) 利用目的以外に施設を利用しないこと。
- (2) 場内への車の乗り入れは禁止です。指定の駐車場を利用してください
- (3) 危険、不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 指定された場所以外で火気を使用しないこと **直火禁止**
- (5) 立木等を伐採したり、樹木を傷つけないこと。
- (6) 持ち込んだゴミや発生した残飯類は持ち帰ること。
- (7) キャンプ場使用後は整理・清掃して完全に元の状態に復すること。
- (8) キャンプ場で生じた一切の事故は、利用者が負うものとする。
- (9) その他、キャンプ場長の指示に従って下さい

破損等の届け出

第7条 利用者は、施設等を損傷し、又は損失したときは直ちにその旨及び理由をキャンプ場長に届け出てその指示を受けて下さい。「施設損傷届け」あります
損傷、損失については、利用者にその責任がある場合はこれによって生じた損害を賠償して下さい。

改 訂

第8条 この規定は日本ボーイスカウト宍粟3団会議に諮り改訂することができる。

付 則（施工期間）

この規定は平成13年8月1日から施行

平成20年4月1日改訂する

平成23年5月22日改訂する・・・料金

平成29年10月1日Eメール 変更

令和 5年 3月31日 第3条、5条変更

令和 5年12月 1日 Eメール変更、Fax 取り消し

令和 6年 9月 6日 第6条追記する

令和 7年 5月 1日 更新 表現を変更、追記、等

問い合わせ

ろくろしの森キャンプ場

場長 植 木 保

携帯 090-1963-6817 Eメール ueki6964@yahoo.co.jp

671-4143 兵庫県宍粟市一宮町上野田 284-1